

東京法務局への登記相談票の提出方法について

1 提出先

別添の登記相談票を申請予定の管轄登記所に提出してください（郵送可）。
なお、管轄以外の登記相談には応じられませんので、御了承願います。

2 提出内容

登記相談票には、必ず資格者代理人（本人）としての見解をお示しいただくとともに、関係（根拠）資料を添付してください。

なお、見解及び関係（根拠）資料をお示しいただけない登記相談には応じられませんので、御了承願います。

3 回答方法

登記所の担当者から資格者代理人（本人）に対し、電話により回答します。
なお、文書による回答はいたしかねますので、御了承願います。

4 回答期限

登記相談票を受領した日の翌日から開庁日 3 日以内に回答するように努めますが、検討に時間を要する事案や期限までに回答できない事案については、その旨連絡します。

5 相談内容の提供

登記相談票及び関係（根拠）資料に記載された個人情報、登記相談のためにのみ利用し、それ以外の目的のために利用することはありません。ただし、相談内容については、個人情報に配慮した上で、資格者代理人団体に情報提供する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

6 その他

(1) 当局では、管轄内の支局・出張所における電話による登記相談を集約し、一括して対応する登記電話相談室を開設しておりますが、同電話相談室は、資格者代理人でない方からの一般的な登記相談を対象としております。また、本局における電話による登記相談についても、同様に資格者代理人以外の方からの一般的な登記相談を対象としておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

(2) 特に複雑な案件などで説明が必要な登記相談については、登記相談票にその旨を記載の上、提出いただき、別途、担当の登記官等と事前に面談の時間を調整願います。

なお、登記所側から、相談内容について説明をお願いする場合がありますので、御了承願います。

受付No

【法務局使用欄】

平成 年 月 日

東京法務局

部門，支局，出張所 宛て

※申請する登記事件の管轄登記所宛てに提出願います。

登記相談票

相 談 者	☐ 司法書士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 弁護士 氏名	事務所所在地 (市・区・町・村まで)
連絡先電話番号	※資格者代理人（本人）に回答します。	
登記の目的		
物件の表示又は 商号・本店所在 地の表示	不動産 法 人	※必ず記載願います。
申請予定時期	平成 年 月 旬頃	
相談内容	※不足する場合は適宜の継続用紙を使用	
相談内容に対する資格者代理人（本人）の見解	※必ず記載願います。 ※不足する場合は適宜の継続用紙を使用	
----- 根拠条文及び関係（根拠）資料の表示		
※必ず記載・添付願います。		

※登記相談票及び関係（根拠）資料に記載された個人情報は、登記相談のためにのみ利用し、それ以外の目的のために利用することはありません。ただし、相談内容については、個人情報に配慮した上で、資格者代理人団体に情報提供させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

【以下 法務局使用欄】

回答日	平成	年	月	日
回答要旨				